

# 令和4年度 箕輪西小学校体育館トイレ改修工事

## 【 図面リスト 】

図面番号	図面名称	縮尺
A-01	改修特記仕様書-1	No scale
A-02	改修特記仕様書-2	No scale
A-03	改修特記仕様書-3	No scale
A-04	改修特記仕様書-4	No scale
A-05	改修特記仕様書-5	No scale
A-06	解体工事特記仕様書	No scale
A-07	建物概要・案内図・配置図・仕上表・平面図	S=1/50
A-08	展開図・建具表	S=1/50
E-01	電気設備特記仕様書	No scale
E-02	電灯・コンセント設備図	S=1/50
E-03	自動火災報知設備図	S=1/50
M-01	機械設備特記仕様書	No scale
M-02	給排水衛生・換気設備	S=1/50

令和4年3月

箕輪町

一級建築士事務所 建設コンサルタント  
株式会社 環境計画

令和4年度 箕輪西小学校体育館トイレ改修 工事設計図							
特記仕様書							
1. 工事概要							
1. 工事場所 長野県上伊那郡箕輪町箕輪 5715-1 (箕輪西小学校)							
2. 敷地面積 ー							
3. 工事種目							
建物別	種別	構造	階数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(m <sup>2</sup> )	延面積(m <sup>2</sup> )
体育館	改修	鉄骨	2階				
4. 工事内容 図示							
5. 指定部分 ・有 ・無 対象部分 ( ) 指定部分工期 年 月 日							
6. 工事範囲 ※「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。 ◎「3. 工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。ただし、他の工事種目は全て、今回工事範囲とする。							
工事項目	工事種目	建築主体工事	電気設備工事 (別紙による)	機械設備工事 (別紙による)			
2 仮設工事		○					
3 防水改修工事		—					
4 外壁改修工事		—					
外壁改修工事	コンクリート打ち直し仕上げ外壁	—					
外壁改修工事	モルタル塗り仕上げ外壁	—					
外壁改修工事	タイル張り仕上げ外壁	—					
外壁改修工事	塗り仕上げ外壁	—					
5 建具改修工事		○					
6 内装改修工事		○					
7 塗装改修工事		○					
8 耐震改修工事等		—					
9 環境配慮改修工事		—					
II 管理技術者等							
設計事務所名	管理技術者						
株式会社 環境計画	伊沢 善平						
主任担当技術者	担当技術者						
意匠担当							
積算担当							
電気設備担当							
機械設備担当							
III. 建築改修工事仕様							
1. 共通仕様							
(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○を付けたものを適用する。							
○ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (平成 31 年版) (以下、「改修標準仕様書」という。)							
○ 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (平成 31 年版) (以下、「標準仕様書」という。)							
○ 建築工事標準詳細図 (平成 31 年版) (以下、「標準詳細図」という。)							
○ 建築物解体工事共通仕様書 (平成 31 年版)							
・ 敷地調査共通仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課(令和 元 年改定)						
・ 建築構造設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成 30 年版)						
・ 工事写真の撮り方(改訂第2版) 建築編	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修						
・ 公共建築木造工事標準仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成 31 年版)						
○ 建設工事公害災害防止対策要綱(建築工事編)	建設省建設経済局建設課・住宅局建築指導課監修						
○ 長野県建設リサイクル推進指針							
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は( ) 図、機械設備工事の特記仕様書は( ) 図による。							

章	項目	特記事項
1	1 適用区分	(1.2.2) 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・風圧力 風速 (Vo= m/s) 地表面粗度区分 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ) ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表 ( )
	2 電気保安技術者	※適用する ・適用しない (1.3.3)
	3 条件明示項目	・現場説明書による (1.3.5)
	4 発生材の処理等	※別紙解体工事仕様書による ・構外搬出適正処理 (1.3.12) また、収集・運搬・中間処理・最終処分等の処理について予め監督職員と協議すること。 ・引渡しを要するもの ・再生資源の利用を図るもの
	5 環境への配慮	[1.4.1] (1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生量が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放出量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジエチル及びフタル酸ジエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除く)が追加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒドアセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生量が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放出量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 [1.4.2] (1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 (3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (4) 本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者名等が記載されているものは、証明となる資料等を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 (5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 無収縮グラウト材、乾式保護材、既製調合モルタル、既製調合目地材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、自閉式吊り引機構、防水剤、現場発泡断熱材、フリアクセスフロア、移動間仕切り、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、エポキシ樹脂、ポリマーセメントモルタル、床型特用調製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、ルーフドレン、取水調整材、重畳シャッター、軽畳シャッター、オーバーヘッドドア、可動間仕切り、トップライト、鉄製製ふた
	6 材料の品質等	[1.4.2] (1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 (3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (4) 本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者名等が記載されているものは、証明となる資料等を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 (5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 無収縮グラウト材、乾式保護材、既製調合モルタル、既製調合目地材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、自閉式吊り引機構、防水剤、現場発泡断熱材、フリアクセスフロア、移動間仕切り、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、エポキシ樹脂、ポリマーセメントモルタル、床型特用調製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、ルーフドレン、取水調整材、重畳シャッター、軽畳シャッター、オーバーヘッドドア、可動間仕切り、トップライト、鉄製製ふた
	7 特別な材料の工法	改修仕様及び、標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
	8 施工数量調査	調査範囲及び調査方法 ※図示 (1.5.2) 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ※図示 (1.5.3)
	9 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
	10 技能士	(1.6.2) ※ 適用する (一級技能士を採用している現場である旨の表示をすること。) ・適用しない

11 室内空気中の化学物質の濃度測定 [1.6.9]	測定方法 ※バグ'法 (拡散法) ・7'バグ'法 (吸引法) 検査機関 ※環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者 測定物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※n-ヘキサノール ※n-ブタン 測定箇所(室) 計 2 箇所 (男子トイレ、女子トイレ) ※試料採取に当たっては、監督員又は監督員が指定する者が立ち会ひの下に行う。 化学物質の室内汚染濃度推計値 ホルムアルデヒド 0.08ppm トルエン 0.07ppm キシレン 0.05ppm エチルベンゼン 0.88ppm n-ヘキサノール 0.04ppm n-ブタン 0.05ppm 備考
12 埋設配管・配線および鉄筋調査	あと施工アンカー工事 8章(あと施工アンカー)による コア抜き、はつり工事等 ※ 既存資料調査 ・ 探査機 (電磁波レーダー法又は電磁誘導法) による探査 配管・配線等の位置の差出しを行う 範囲 ※ 図示 ・ 放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」(昭和47年労働省令第41号)等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 (5) 全体の差出しは、表裏でズレがないよう指差を講ずる。
13 完成図等	※作成する (1.8.1~1.8.3)(表1.8.1) ※完成図 ※設計図書で示したものを全て ・標仕表1.7.11による ◎監督員の指示による) 作成方法 ※原図 用紙 (※トリングペーパーA1) ・作図方法(※CADで作成し出力) ・ ※製本 (原図の青焼き、見開きA1版 (1部) ) ※CADデータ (※CD-R (2部) ) ※安全に関する資料 (2部) 下記のものを監督職員に提出する。原紙は撮影業者の保管とする。 分類・規格 撮影箇所数 部数 数 写真のサイズ (mm) ・ カラ写真 外部 ( ) 内部 ( ) ※ 2 ・ ※ 半切 ・ 全紙 ・ パネル (木製材) 外部 ( ) 内部 ( ) ※ 2 ・ ※ 半切 ・ 全紙 ・ カラスライド 外部 ( ) 内部 ( ) ※ 1 ・ 24×36以上 ◎電子データ 外部 ( ) 内部 ( ) ※ 2 ・ ※428万画素以上 ※350dpi以上 電子データは、フロッピーディスク又はUSBメモリ、JPEG形式最高画質 (100%画質) とし、CD-Rにて提出とする。 撮影業者 ※ 建築完成写真撮影の実績のある業者で監督職員の承諾する撮影業者
14 完成写真	1) 養生の方法等 ◎既存部分 養生の方法 (※ビニルシート、合板等) ・合板+防汚シート) ・ 既存家具、既存設備等 養生の方法 (※ビニルシート等) ・ 既存ブラインド、カーテン等 養生の方法 (※ビニルシート等) ・ 保管場所 (※図示) ・ 備品、机、ロッカー等の移動 (※図示) ※工事に支障となる範囲 2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
1 足場その他 [2.2.1]	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2)の手すり据置き方式又は3)の手すり先行専用足場方式により行う。 ◎内部足場 ◎設置する (◎脚立、足場板等 ・枠組) ・設置しない ◎外部足場 ◎設置する ・設置しない ◎防護シート ◎設置する ・設置しない 材料、撤去材等の選定方法 [表 2.2.1] 種類 (・ A種) ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種) C種: 利用可能なエレベーター ( ) D種: 利用可能な階段 ( )
2 既存部分の養生 [2.3.1]	1) 養生の方法等 ◎既存部分 養生の方法 (※ビニルシート、合板等) ・合板+防汚シート) ・ 既存家具、既存設備等 養生の方法 (※ビニルシート等) ・ 既存ブラインド、カーテン等 養生の方法 (※ビニルシート等) ・ 保管場所 (※図示) ・ 備品、机、ロッカー等の移動 (※図示) ※工事に支障となる範囲 2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
3 仮設間仕切り [2.3.2][表 2.3.1]	1) 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ・ 図示 ・ 既存防火扉利用 2) 仮設間仕切りの種別と材質等 種類 下地 仕上げ(厚さmm) 塗装 充填材 ・ A種 ・ 木 ・ セッコウボード (9.5mm) ・ 無し ※ 有り ・ B種 ・ 軽量鉄骨 ・ 合板 (9.0mm) ・ 片面 ・ 無し ※ C種 単管 防汚シート 充填材 ※グラスウール 32k (厚: 50mm以上) 3) 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等 材質 仕上げ 塗装 充填材 ※ 木製 ※ 合板張り程度 ・ 無し ※有り ・ 片面 ・ 無し 充填材 ※グラスウール 32k (厚: 50mm以上) ※ 設ける ◎ 設けない 規模 ※ 10㎡程度 ・ 20㎡程度 ・ ( ) ㎡程度
4 監督員事務所 [2.4.1]	構内既存の施設 ◎ 利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない 構内既存の施設 ◎ 利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない
5 工事用水	構内既存の施設 ◎ 利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない
6 工事用電力	構内既存の施設 ◎ 利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない
3 防水改修工事	1 施工数量調査 調査範囲 ・ 図示 ・ [1.5.2.3] 調査方法 ・ 図示 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ・ 図示 調査報告書 提出部数 ・ 2部 2 降雨等に対する養生方法 (とい共) ※改修標準仕様書3.1.3(6)(1)~(3)による。 [3.1.3] 3 既存防水の処理 既存保護層の撤去 ・ 行う (範囲 ・ 図示) [3.2.3.4.6] ・ 行わない 既存防水層の撤去 ・ 行う (範囲 ・ 図示) ( ) ・ 行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・ 行う (・ M4AS ・ M4ASI ・ M4C ・ M4D1 ・ L4X) ・ 行わない 4 既存防水層の下部補修 既存下部の補修箇所の形状、長さ、数量等 ・ 図示 ・ [3.2.6] POS工法及びPOS工法 (機械式固定工法) の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び処置 ※改修標準仕様書3.2.6(d)(3)(vi)①~③による

5 アスファルト防水 [3.3.2~5]	屋根保護防水 防水層の種類 工法 種別 施工箇所 断熱材 絶縁用シート 立上り部の保護 ・ P2A ・ A-1 ※ A-2 ※ A-3 ※ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm以上 ・ P1B ・ B-1 ※ B-2 ※ B-3 ・ P2A1 ・ A1-1 ※ A1-2 ※ A1-3 ・ P1B1 ・ B1-1 ・ T1B1 ※ B1-2 ・ B1-3 (材質) ※JIS A 9521 による硬質ウレタンフォーム断熱材3種A(スチレン層付)又はJIS A 9511によるA種押出法硬質ウレタンフォーム断熱材の保温板3種b (含むあり) ・ (厚さ) ・ 25mm 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書3.3.3から表3.3.9による 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書3.3.3から表3.3.9による 平場の保護コンクリートの厚さ こて仕上げ ※水下 80mm以上 床タイル張り ※水下 60mm以上 ・ 乾式保護材 窯業系パネル: 無糸の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレープ養生したもの。 金属複合板: 金属板と樹脂を積層一体化したもの。(品質・性能) 建築材料等品質性能表による(試験方法) 建築材料等品質性能表による
6 改質アスファルトシート防水 [3.4.2.3]	屋根露出防水 防水層の種類 工法 種別 施工箇所 断熱材 仕上塗料 高日射反射率防水の適用 備考 種類 使用量 ・ M4C ・ C-1 ※ C-2 ・ C-3 ・ C-4 ・ 製造所の指定による ・ 製造所の指定による ・ M3D ・ D-1 ・ PDD ※ D-2 ・ D-3 ・ D-4 ・ 製造所の指定による ・ 製造所の指定による ・ PDD1 ・ D1-1 ・ M3D1 ※ D1-2 ・ M4D1 (材質) ※JIS A 9521 による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又は JIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に適合するもの (厚さ) ・ 25mm 脱気装置の種類及び設置数量 ※アスファルトルーフィング製造所の指定による ・ 脱気装置の種類 ・ 設置数量 個/㎡ 屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフトレンドリ及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※図示 屋内防水 工法 種別 施工箇所 備考 ・ P1E ・ E-1 ・ P2E ※ E-2 保層層 ・ 設ける ・ 設けない 押え金物の材質及び形状 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度 屋根排水溝 ※図示
改質アスファルトシートの種類及び厚さ [3.4.2.3]	防水層の種類 工法 種別 施工箇所 断熱材 高日射反射率防水の適用 備考 ・ M4AS ・ AS-T1 ・ AS-T2 ・ AS-J2 ・ M3AS ・ AS-T3 ・ POAS ・ AS-T4 ・ AS-J3 ・ AS-J4 ・ M3ASI ・ M4ASI ・ POASI (材質) ※JIS A 9521 による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規定に適合するもの又は JIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に適合するもの (厚さ) ・ 25mm 改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書3.4.1から表3.4.3による 粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書3.4.1から表3.4.3による 部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書3.4.1から表3.4.3による 脱気装置の種類及び設置数量 ※改質アスファルトシート製造所の指定による ・ 脱気装置の種類 ・ 設置数量 個/㎡ 押え金物 ※改質アスファルト製造所の仕様による



4	仕上げ塗材仕上げ	建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放数量 ※規制対象外 新規仕上塗材の種類	[4.1.5][4.2.2][4.6.6]		
		種 類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
5	マステック塗材塗り	○ 薄付け仕上塗材	・ 外装薄塗材 S i ・ 可とう形外装薄塗材 S i ○ 外装薄塗材 E ・ 可とう形外装薄塗材 E ・ 防水形外装薄塗材 E ・ 外装薄塗材 S ・ 厚付け仕上塗材 ・ 外装厚塗材 C ・ 外装厚塗材 S ・ 外装厚塗材 E ・ 複層仕上塗材 ・ 複層塗材 C E ・ 可とう形複層塗材 C E ・ 複層塗材 S i ・ 複層塗材 E ・ 複層塗材 R E ・ 防水形複層塗材 C E ・ 防水形複層塗材 E ・ 防水形複層塗材 R E ・ 防水形複層塗材 R S ・ 可とう形改修用仕上塗材 ・ 可とう形改修塗材 R E ・ 可とう形改修塗材 C E	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 (・吹付け・ローラー塗り) ・ さざ波状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 (・吹付け・こて塗り) ・ 着色骨材砂壁状 (・吹付け・こて塗り) ・ 砂壁状じゅらく ・ 京壁状じゅらく ・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起こし ・ かき落とし ・ 上塗材 ・ 適用する ・ 適用しない ・ 耐水性 ※ 耐水性3種 ・ 上塗材 ・ 溶媒 ※ 水系・溶剤系・弱溶剤系 ・ 樹脂 ※ アクリル系 ・ 外観 ※ つやあり・つやなし ・ メタリック ・ 平たん状 ・ さざ波状 ・ ゆず肌状 ・ 耐水性 ※ 耐水性3種 ・ 上塗材 ・ 溶媒 ※ 水系・溶剤系・弱溶剤系 ・ 樹脂 ※ アクリル系 ・ 外観 ※ つやあり・つやなし ・ メタリック	[4.1.5][4.7.2][表4.7.1]
		種別	・ A種	・ B種	
5	改修工法	建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
		・ アルミニウム製建具 ・ 樹脂製建具 ・ 鋼製建具 ・ 鋼製軽量建具 ・ ステンレス製建具	・ - ・ ・	・ ・ ・ ・	・ 建具表による ・ 建具表による ・ 建具表による ・ 建具表による ・ 建具表による
2	防火戸	新規に建具を設ける場合 壁部分の開口の開け方 ※図示 新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※図示			
		・適用する 適用箇所 (・建具表による )			・適用しない
3	見本の製作等	建具見本の製作 建具見本の程度 特殊な建具の仮組	・ 行う (建具符号: ) ・ 工事使用するものとして、あらかじめ製作する ・ 納まり等がわかる程度のもの ・ 行う (建具符号: )		・ 行わない ・ 行わない
		・適用する ( )	適用箇所 (・建具表による )		・適用しない
4	防犯建物部品	性能等級	外部に面する建具	・ A種 (建具符号:・建具表による ) ・ B種 (建具符号:・建具表による ) ・ C種 (建具符号:・建具表による )	[5.2.2~5][表 5.2.2]
		防音ドアセット、防音サッシ	・ 適用する 遮音性の等級 ( ) (建具符号:・建具表による ) ・ 適用しない		
6	樹脂製建具	性能等級	外部に面する建具	・ A種 (建具符号:・建具表による ) ・ B種 (建具符号:・建具表による ) ・ C種 (建具符号:・建具表による )	[5.2.2][5.3.2~5]
		防音ドアセット、防音サッシ	・ 適用する 遮音性の等級 ( ) (建具符号:・建具表による ) ・ 適用しない		

7	鋼製建具	枠の見込み寸法 ・ 建具表による 表面色 ※標準色 ・ 特注色 水切り板、ぜん板 ※図示 ガラス ※複層ガラス			
		性能等級	簡易気密型ドアセット	・ 適用する (建具符号:・建具表による ) ・ 適用しない	
8	鋼製軽量建具	外部に面する建具の耐風圧性	・ S-4 (建具符号:・建具表による ) ・ S-5 (建具符号:・建具表による ) ・ S-6 (建具符号:・建具表による )		
		防音ドアセット、防音サッシ	・ 適用する 遮音性の等級 ( ) (建具符号:・建具表による ) ・ 適用しない		
9	ステンレス製建具	鋼板	厚さ	めっき付着量	厚さ
		・ JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板) ・ JIS G 3317 (溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板)	※Z12又はF12 ※Y08	・ 標準仕様書表5.4.2による	
10	建具用金物	性能等級	簡易気密型ドアセット	・ 適用する (建具符号:・建具表による ) ・ 適用しない	
		外部に面する建具の耐風圧性	・ S-4 (建具符号:・建具表による ) ・ S-5 (建具符号:・建具表による ) ・ S-6 (建具符号:・建具表による )		
11	鍵	性能等級	簡易気密型ドアセット	・ 適用する (建具符号:・建具表による ) ・ 適用しない	
		外部に面する建具の耐風圧性	・ S-4 (建具符号:・建具表による ) ・ S-5 (建具符号:・建具表による ) ・ S-6 (建具符号:・建具表による )		

12	自動ドア開閉装置	自動ドア	性能	防錆	センサーの種類	[5.8.2、3]
		・ SSLD-1 ・ SSLD-2 ・ DSLD-1 ・ DSLD-2	※改修標準仕様書表5.8.11による	・ 適用する ・ 適用しない	・ マットスイッチ ・ 光線 (反射) スイッチ ・ 熱線スイッチ ・ 音波スイッチ ・ 光電スイッチ ・ 電波スイッチ ・ タッチスイッチ ・ 押しボタンスイッチ ・ ベダルスイッチ ・ 多機能トイレスイッチ	凍結防止 ・ 行う (適用箇所は建具表による) ・ 行わない
13	自閉式上吊り引戸装置	性能	※改修標準仕様書表 5.9.1 による			[5.9.3]
		開閉機能による種類	※ 上部電動式 (手動併用) ・ 上部手動式 屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構 ※改修標準仕様書 5.10.2(d)(4)(i)かつ(iii) 管理用シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない スラット及びシャッターケース用鋼板			
14	重量シャッター	シャッターの種類	耐風圧強度			[5.10.2、3]
		・ 管理用シャッター ・ 外壁用防火シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 屋内用防煙シャッター	耐風圧強度 ( ) N/m <sup>2</sup> 耐風圧強度 ( ) N/m <sup>2</sup>			
15	軽量シャッター	開閉形式	※手動式 ・ 上部電動式 (手動併用)			[5.11.2~4]
		耐風圧強度 ( ) N/m <sup>2</sup> スラットの材質	・ JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板) めっき付着量 (※Z06又はF06 ) ・ JIS G 3322 (塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板) めっき付着量 (※AZ90 )			
16	オーバーヘッドドア	セクション材料	耐風圧区分	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材質
		による区分	(Pa)	による区分	による区分	
17	ガラス	・ 合わせガラス	品種	構成種類	性能	[3.7][5.13.2~4][表5.13.1]
		・ フロート合わせガラス ・ 網入磨き合わせガラス	・ フロート板合わせガラス ・ 熱線吸収、フロート板合わせガラス	・ I 類 ・ II-1類 ・ II-2類 ・ III類		
18	ガラスブロック	強化ガラス	材料板ガラスによる種類	種類	性能	[5.12.2、3]
		・ フロートガラス ・ 型板ガラス	・ フロート強化ガラス ・ 熱線吸収強化ガラス	・ I 類 ・ III類		
19	ガラス用フィルム	・ 熱線吸収ガラス	品種	性能	色調	[5.12.2、3]
		・ 熱線吸収フロート板ガラス ・ 熱線吸収網入磨き板ガラス	・ 1種 ・ 2種	・ ブルー ・ グレー ・ ブロンズ		
20	複層ガラス	・ 複層ガラス	品種	断熱性	日射熱逶へ性	[5.12.2、3]
		・ 断熱複層ガラス		・ 1種 ・ 2種 ・ 3種	U1 U2 U-3-1 ・ U-3-2	
21	熱線反射ガラス	・ 熱線反射ガラス	品種	日射熱逶へ性	耐久性	[5.12.2、3]
		・ 熱線反射フロート板ガラス ・ 高性能熱線反射ガラス	色調 (・ブルー ・ グレー) 色調 (・ブロンズ ・ シルバー)	・ 1種 ・ 2種 ・ 3種	A種 ・ B種 B種	
22	倍強度ガラス	・ 倍強度ガラス	材料板ガラスによる種類の名称	色調		[5.12.2、3]
		・ フロート倍強度ガラス ・ 熱線吸収倍強度ガラス	- ・ ブルー ・ グレー ・ ブロンズ			
23	ガラスの留め材及び溝の大きさ	建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ (mm)		[5.12.2、3]
		・ アルミニウム製	・ シーリング材 ・ ガスケット ・ グレージングチャンネル形	※改修標準仕様書表5.13.11による ・ 図示		
24	鋼製及び鋼製軽量	・ 鋼製及び鋼製軽量	・ シーリング材	※改修標準仕様書表5.13.11による ・ 図示		[5.12.2、3]
		・ ステンレス製	・ シーリング材	※改修標準仕様書表5.13.11による ・ 図示		

18	ガラスブロック	表面形状	呼び寸法 (mm)	厚さ (mm)	色調	目地幅 (mm)	伸縮調整	防火性能	[5.13.5]		
		・ 正方形 ・ 長方形	・ 125×125 ・ 160×160 ・ 200×200 ・ 320×320	・ 80 ・ 95 ・ 125	・ 977 乳白 ・ 平積み ・ ※8~15 ・ ※15~25	・ 表面積み ・ ※15以下 ・ 内側 ※6以上	・ ※6mm以下ごとに幅10~25 ・ 図示	・ 無し ・ 有り			
19	ガラス用フィルム	名称	種類	張り面	性能値				[5.13.5]		
		・ ガラス飛散防止フィルム ・ 日射調整フィルム	GS	・ 内張り ・ 外張り	飛散防止率D1						
6	内装改修工事	① 改修範囲							[6.1.3]		
		既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 ※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※ 壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示 天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※ 既存のまま ○ 図示									
2	既存床の撤去及び下地補修	床タイルの除去 ・ 下地モルタル (・ 図示の範囲 ・ 除去範囲全て) 改修後の床の清掃範囲 ※ 改修箇所の室内							[6.2.2]		
		③ 既存壁の撤去及び下地補修	間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り (塗り厚25mmを超える場合の補修 ・ 行う ・ 行わない) ○ 図示						[6.3.2]		
4	木下地等の表面仕上げ	表面仕上げの種類	適用箇所						[6.5.1]		
		・ A種 ・ B種 ・ C種									
5	製材	・ 「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材	施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用	[6.5.2]	
		・ 「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材	施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用		
6	造作用集成材	・ 「製材の日本農林規格」以外の製材	施工箇所	樹種	寸法 (mm)	造作材の材質	防虫処理	難燃処理	含水率	間伐材等の適用	[6.5.2]
		・ 代用樹種を使用できない箇所 ( )	施工箇所	樹種	寸法 (mm)	造作材の材質	防虫処理	難燃処理	含水率	間伐材等の適用	

7 造作用単板積層材	「集成材の日本農林規格」による化粧り構造用集成材	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	間伐材等の適用		
	「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用		
	「集成材の日本農林規格」以外の化粧り構造用集成材	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	「集成材の日本農林規格」による化粧り構造用集成材	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外	「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材						
	施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理の適用	間伐材等の適用			
	施工箇所	厚さ(mm)	表面の品質	防虫処理の適用	含水率	間伐材等の適用		
	「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材	施工箇所	厚さ(mm)	表面の品質	防虫処理の適用	含水率	間伐材等の適用	
	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外	「普通合板」						
	施工箇所	厚さ(mm)	表面の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理の適用	間伐材等の適用	

8 床張り用合板等	「普通合板」	厚さ(mm)	表面の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理の適用	間伐材等の適用					
	「構造用合板」	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理の適用	強度等級	間伐材等の適用		
	「パーティクルボード」	施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分					
	「構造用パネル」	施工箇所	厚さ(mm)	等級								
	接着剤	[6.5.3.4] [6.8.2] [6.9.3] [6.11.4.5]										
	10 防塵・防蟻処理	[6.5.5]										
	11 軽量鉄骨天井下地	[6.6.2~4]										
	12 軽量鉄骨壁下地	[6.7.3] [6.7.1]										
	13 ピニル床シート	[6.8.2.3]										
	14 ピニル床タイル	[6.8.2]										

19 フローリング張り	単層フローリング	種類	工法	樹種	厚さ(mm)	大きさ	仕上塗装	間伐材等の適用
	「フローリングボード1等」	釘留め工法(根太張り)	※なら	15	幅幅75 板長さ500以上	・塗装品 ・無塗装品	・	・
	「フローリングボード1等」	釘留め工法(直張り)	※なら	・12以上	幅幅75 板長さ300以上	・	・	・
	「フローリングボード1等」	接着工法	※なら	・12以上	幅幅75 板長さ300以上	・	・	・
	「フローリングボード1等」	接着工法	※なら	15	303×303	・塗装品 ・無塗装品	・	・
	「モザイクパーケット1等」	接着工法	※なら	・	・	・塗装品 ・無塗装品	・	・
	「フローリングボード1等」	釘留め工法(根太張り)	※なら	・	・	・B種 ・C種	・適用する ・適用しない	・塗装品 ・無塗装品
	「フローリングボード1等」	釘留め工法(直張り)	※なら	・	・	・	・	・
	「フローリングボード1等」	接着工法	※なら	・	・	・	・	・
	「フローリングボード1等」	接着工法	※なら	・	・	・	・	・

22 壁紙張り	「集成材の日本農林規格」による化粧り構造用集成材	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	間伐材等の適用		
	「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用		
	「集成材の日本農林規格」以外の化粧り構造用集成材	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	「集成材の日本農林規格」による化粧り構造用集成材	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外	「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材						
	施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理の適用	間伐材等の適用			
	施工箇所	厚さ(mm)	表面の品質	防虫処理の適用	含水率	間伐材等の適用		
	「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材	施工箇所	厚さ(mm)	表面の品質	防虫処理の適用	含水率	間伐材等の適用	
	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外	「普通合板」						
	施工箇所	厚さ(mm)	表面の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理の適用	間伐材等の適用	

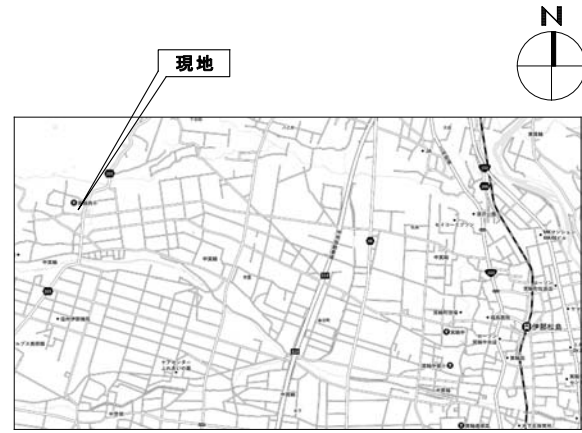
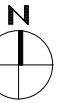


令和4年度 箕輪西小学校体育館トイレ改修 工事仕様書		図面番号		記号		特別管理産業廃棄物の処理		特別管理産業廃棄物の種類		仕様・数量等		備考	
<b>I 解体工事概要</b> 1. 工事場所 長野県上伊那郡箕輪町中箕輪 5715-1 (箕輪西小学校) 2. 敷地面積 (㎡) — 3. 除却対象物 建築物・工作物 ①建設設備・家具等・樹木 ②その他内装仕上げ 除却対象建築物等 構造階数 梁間(m) 桁行(m) 建築面積(㎡) 延面積(㎡) 体育館 S造 2 <b>II 解体工事仕様</b> 1. 共通仕様 (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(令和2年版)」(以下、「解体共仕」という。)により、解体共仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築物工事標準仕様書(建築工事情編)(平成31年版)」(以下「標準仕」という。)及び「公共建築物改修工事標準仕様書(建築工事情編)(平成31年版)」(以下、「改修標準仕」という。)による。 2. 特記仕様 (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の( )内の表示番号は、解体共仕の当該項目を示す。		・冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。 図面番号 記号 6 屋外設備等 電柱の撤去・行う( / 図による) ・行わない 外灯の撤去・行う( / 図による) ・行わない 7 解体後の整地 解体後の埋戻し及び盛土 ・行う 整地高さ ・現状G.L. ・行う( / 図による) 埋戻し及び盛土の材料 ・山砂の類 ・他現場の建設発生土中の良質土 ・再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 ・行わない 表層の砂利敷き ※行わない ・行う( ・再生ケラック(R0-40)厚さ 60mm ・ケラック(C-40)厚さ 60mm)		・絶縁油のPCB含有量の分析調査 ・「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の 検計方法(平成4年7月3日厚生省告示第192号)」又は「絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの 分析方法規定(電気技術規定 JEAC1201-1991)」により行う。 ・ダイオキシン類のサンプリング調査 <5.4.7> ・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン 類暴露防止対策要綱(平成13年4月25日付 基発第401号)」により行う。		3 特別管理産業廃棄物の処理 <5.4.1><5.4.5><5.4.6> 特別管理産業廃棄物の種類 仕様・数量等 備考 ・廃石砕等 ・PCBを含む機器類 ・PCB含有シーリング材 ・廃油 ・塗膜/塗アルカリ ・ダイオキシン類 ・ ・ ※処理施設の名称、所在地は現場説明書による		4 PCBを含む機器類 引渡しを要する機器類 <5.4.3> 5 PCB含有シーリング材 撤去方法 ・「標準施工要領書(日本シーリング工業協会/日本シーリング材工業会)」による。 撤去範囲 ※ (図示 / 図による) <5.4.4> 6 ダイオキシン類 廃棄物の焼却施設の解体 解体方法 <5.4.7> 処分方法 ・		③ 7x6'x3含有建材の処理 <6.3.2> ・アスベスト含有吹付け材の除去 又はアスベスト含有保温材等の除去で石粉じんを発生する恐れがある場合(損傷、劣化等) 除去対象範囲 ・図示 除去方法 ※6.3.2による 除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止 ※密封処理(二重袋梱包) ※湿潤化 ※セメント固化 隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。 除去したアスベスト含有吹付け材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶解施設) ・アスベスト含有保温材の除去(ﾊﾞﾙｸ) <6.4.3> 除去方法 ※9.1.4(c)による (原形のまま、手ばらし可能な場合) 除去対象範囲 ・図示 ・9.1.3(b)による (損傷、劣化等で石粉じんを発生する恐れがある場合) 除去対象範囲 ・図示 除去したアスベスト含有保温材等の飛散防止 ※密封処理(二重袋梱包) ※湿潤化 ※セメント固化 除去したアスベスト含有保温材の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶解施設) ・アスベスト含有成形板の除去(ﾊﾞﾙｸ) <6.5.2> 除去対象範囲 ・図示 作業場の隔離 ・行う ・行わない 除去したアスベスト含有成形板の処分の飛散防止 ・アスベスト含有せっこうボード ※埋立処分(管理型最終処分場) ・アスベスト含有成形板(アスベスト含有せっこうボードを除く) ・埋立処分(安定型最終処分場) ・中間処理(溶解施設) 除去処理対象物 除去対象範囲 ・図示 除去方法 ・図示 処分方法 ・埋立処分(安定型最終処分場)			
<b>章 項 目 特記事項</b> 1 一般共通事項 ① 通用基準等 ◎工事写真の撮り方(改訂第三版) 建築編 ◎長野県建築工事の手引き ◎建築物解体工事共通仕様書・解説 ◎公共建築物改修工事標準仕様書(建築工事情編) ◎建設副産物適正処理推進要綱(以下「推進要綱」という。) ◎建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事情編 ◎長野県建設リサイクル推進指針 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 長野県建設部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和2年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成31年版) 平成10年12月1日建設省経建発第333号 平成5年1月12日建設省経建発第1号 2 電気保安技術者 ※適用する ・適用しない (1.3.3) 3 施工条件明示項目 ・ (1.3.5) 4 引渡しを要するもの ※引渡しを要するもの (1.3.10) 名称 仕様等 備考 ・現場説明書による 5 解体工事施工士 本工事を適切に施工管理するため、解体工事施工士の選任等に配慮すること。		4 建設産業廃棄物の処理 ① 一般事項 本工事は「建設副産物情報交換システム」を活用する。 総合施工計画作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。また、同システムにより工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一)を作成し、監督職員に提出するものとする。 建設産業廃棄物の種類 備考 ◎コンクリート ・コンクリート及び鉄からなる建設資材(PC板、コンクリート平板、コンクリート二次製品) ・木材 ・木材(輪造) ・7x7x3コンクリート ◎金属類 ・小形二次電池 ・蛍光灯、HIDランプ ・硬質塩化ビニル管、継手 ・ガラス ※中間処理施設又は再資源化施設等の名称、所在地は現場説明書による		3 再資源化し、現場で利用する建設産業廃棄物 <4.4.1> 名称 仕様 数量 備考 4 産業廃棄物広域認定制度の活用 <4.4.2> 種類 備考 ※所在地は現場説明書による 5 最終処分する建設産業廃棄物 <4.4.4> 名称 仕様 数量 備考 6 処理に注意を要する建設産業廃棄物 <4.5.1> 廃棄物の種類 数量 備考 ・石綿含有せっこうボード ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・上記以外のせっこうボード ・CCA処理木材 ・ ※最終処分施設の名称、所在地は現場説明書による		6 アスベスト含有建材の除去等 ① アスベスト含有分析調査 施工調査 ◎アスベスト含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりアスベストを含有している吹付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督職員に報告する。 調査範囲( ・ 図示 ) 貸与資料( ・ ) 分析によるアスベスト含有建材の調査 ◎ 行う(下表による) 材料名 調査方法(1材料あたりの試験数:3サンプル) ビニル床シート ※ 定性分析 ・ 定量分析 ※ 定性分析 ・ 定量分析 ※ 定性分析 ・ 定量分析 ※ 定性分析 ・ 定量分析 採取箇所 ※ 図示 分析対象 ※ アスベスト 6 種類(アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トトレノイト) 分析方法 ※ JIS A 1481-2 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部: 試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」又は JIS A 1481-3 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部: アスベスト含有率のX線回折定量分析方法」による ※ JIS A 1481 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による 分析結果については、監督職員に提出すること。 2 7x6'x3含有建材の除去等 アスベスト含有率調査 ・行う(測定名称及び測定点は下表による) アスベスト含有率調査は「JIS K3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部: 光学顕微鏡法及び定量電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。		7 その他 ① 工事現場の環境改善について 工事現場のイメージアップ ◎仮囲い周辺の美化 地域住民への情報提供 ・情報掲示板の設置 ・パンフレットの作成 住民に対する災害防止関係 ・現場出入口周辺への誘導員の配備 ② 産業廃棄物の取扱いについて 産業廃棄物処理状況記録及び写真を次のように整備すること。 (1) 搬出された産業廃棄物の処理状況記録 ① 処理の全部又は一部を委託した場合 ア 収集運搬車両ごとの産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)A票、B票、D票、E票(建Ⅱの場合はB票を加える。)の写し、建設廃棄物処理委託契約書の写し並びに搬出解体材の数量集計表 イ 最終処分場の案内図及び処分状況の写真(中間処理にあっては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真) ② 請負者が自ら処理した場合 ア マニフェストに準じた解体材の種類ごとの数量集計表 イ 最終処分場の案内図及び処分状況の写真(中間処理にあっては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真) ③ 特別管理産業廃棄物の場合 ※又はに準ずる。ただし産業廃棄物管理票とあるを特別管理産業廃棄物管理票と読み替える。 (2) 産業廃棄物の再資源化実施状況記録 再生資源利用促進実施計画に記載する事項 発生量、搬出先名称、区分、施工条件の内容、搬出先名称、運搬距離、搬出先の種類等 (3) 写真 ① 工事着手前の現場全景、周辺及び対象建築物等の現況写真 ② 仮設物、安全措置状況及び工程写真(除却作業状況、埋設配管等及び基礎掘削は入念に撮影すること。) ③ 使用機械類 ④ 産業廃棄物収集運搬車両への積込み時及び積降し時の写真 ⑤ しゅん工時の全景写真(着手時と同一アングルとする。) ⑥ その他監督職員の指示による 3 騒音、振動調査 調査の有無 ※無 ・有 調査方法については設計図書による。 4 土壌調査 調査項目 ・土壌調査 ・土壌調査(含有量試験) ・7x6'x3抽出調査 ・廃棄物含有調査 土壌汚染に係る環境基準に準拠すること。 調査箇所については設計図書による。 ⑤ 官公庁その他への届出手続等 (1) 工事の着手、施工、完成にあたり、関係機関への必要な手続等を遅延なく行う。 (2) 前項に規定する届出手続等を行うにあたり、届出内容についてはあらかじめ監督職員に報告する。 ⑥ 疑念に関する協議等 設計図書に定められた内容に疑念が生じた、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議する。 7 文化財その他の埋蔵物 工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を見出した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発見者が保有する。 8 埋蔵文化財調査 「周知の埋蔵文化財包蔵地」の該当 ・該当する ・該当しない 埋蔵文化財調査の時期 調査の有無 ・有 ・無 埋蔵文化財調査の時期 ・解体工事終了後 ・解体工事中					
2 仮設工事 ① 足場その他 足場を設ける場合、「『手すり先行工法に関するガイドライン』について」(厚生労働省平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さみ及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり専用足場方式により行うこと。 ② 騒音・粉塵等の対策 騒音・粉塵等の対策 <2.2.1> ※防音パネル ・防音シート 設置範囲及び高さ ※ (図示 / 図による) ③ 監督員事務所 ・既存建物の一部を使用する ・構内に設置する ◎設けない <2.3.1> 規模及び仕上げの程度は現場説明書による ④ 工事用水 構内既存の施設 ※利用できない ◎利用できる(※有償 ・無償) ⑤ 工事用電力 構内既存の施設 ※利用できない ◎利用できる(※有償 ・無償)		5 特別管理産業廃棄物の処理等 1 施工調査 特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。 <5.1.2> (1) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 (2) 特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 (3) 調査結果は調査にまとめ、監督職員に提出する。 2 分析調査 <5.1.2> 分別調査を行う特別管理産業廃棄物の種類 採取する部位・箇所等 備考 部位： ・図示 ・ 箇所数： 箇所 部位： ・図示 ・ 箇所数： 箇所 部位： ・図示 ・ 箇所数： 箇所 部位： ・図示 ・ 箇所数： 箇所 ・PCB含有シーリング分析調査 <5.4.4> ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 ・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査 <5.4.3> ・		2 7x6'x3含有建材の除去等 アスベスト含有率調査 ・行う(測定名称及び測定点は下表による) アスベスト含有率調査は「JIS K3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部: 光学顕微鏡法及び定量電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 測定箇所 ※図示 測定名称 測定時期 測定場所 測定点(各施工箇所ごと) 備考 ・測定1 処理作業前 処理作業室内 ・( )点 - ・測定2 処理作業前 施工区周辺又は敷地境界 ・4方向各1点 - ・測定3 処理作業中 処理作業室内 ・( )点 - ・測定4 処理作業中 7x6'x3入口 ・( )点 空気の流れを確認 ・測定5 処理作業中 集じん・排気装置の設置の排出口(処理作業室内の場合) ・集じん・排気の除去確認の性能確認 ・測定6 施工区周辺又は敷地境界 ・( )点 - ・測定7 処理作業後(17時発生中) 処理作業室内 ・( )点 - ・測定8 施工区周辺又は敷地境界 ・4方向各1点 - ・測定9 処理作業後17時 処理作業室内 ・( )点 - ・測定10 撤去後1週間以降 調査対象室外部 ・( )点 - 測定5のみ ※7x6'x3含有率、粉じん相対湿度計(7x6'x3じん計)、繊維状粒子自動計測器(7x6'x3じん-モニター)等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定 アスベスト含有率測定方法 測定3 測定1,2,4,6,7,8 測定9,10 7x6'x3の直径(mm) 25 25 試料の吸引流量(l/min) ・1 ・5 試料の吸引時間(min) ・5 ・120									

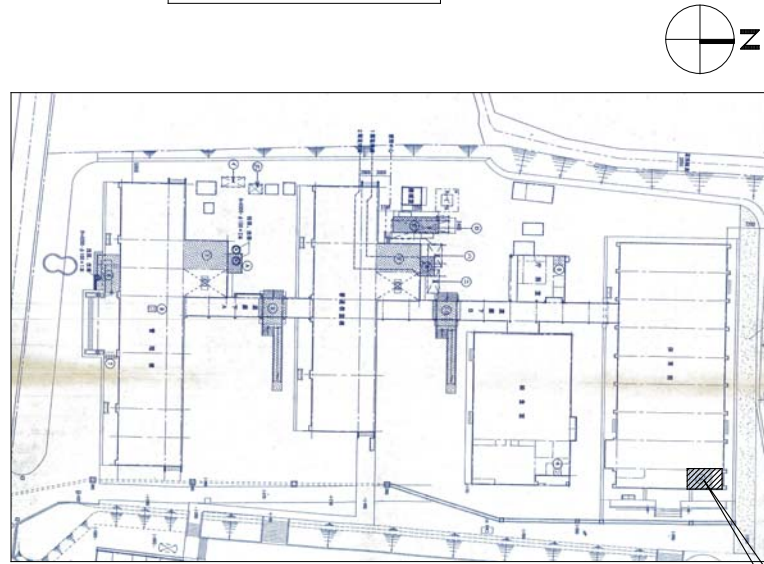


【 建物概要 】

工事名称 令和4年度 箕輪西小学校体育館トイレ改修工事  
 建築場所 長野県上伊那郡箕輪町中箕輪 5715-1 (箕輪西小学校)  
 建物用途 学校  
 工事種別 体育館トイレの改修

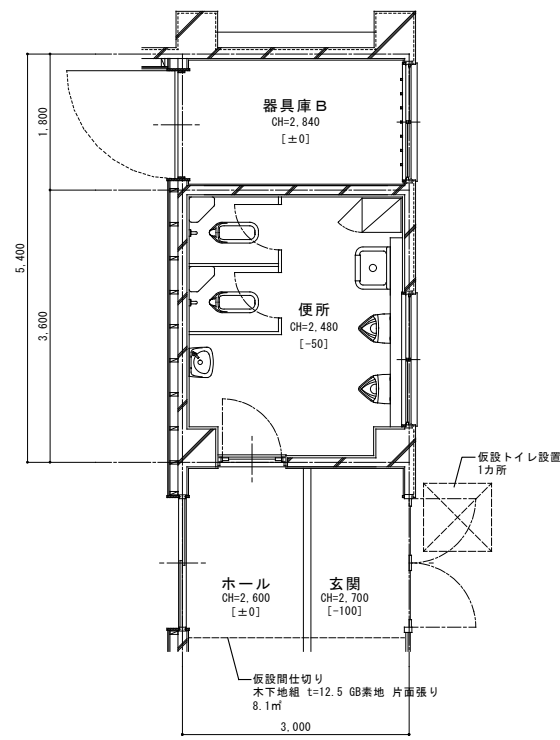


案内図

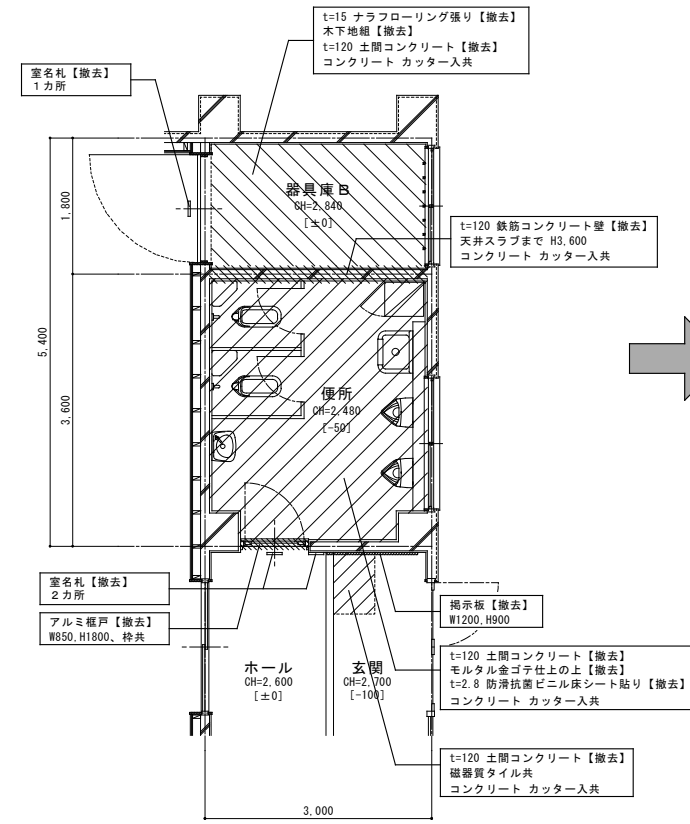


配置図

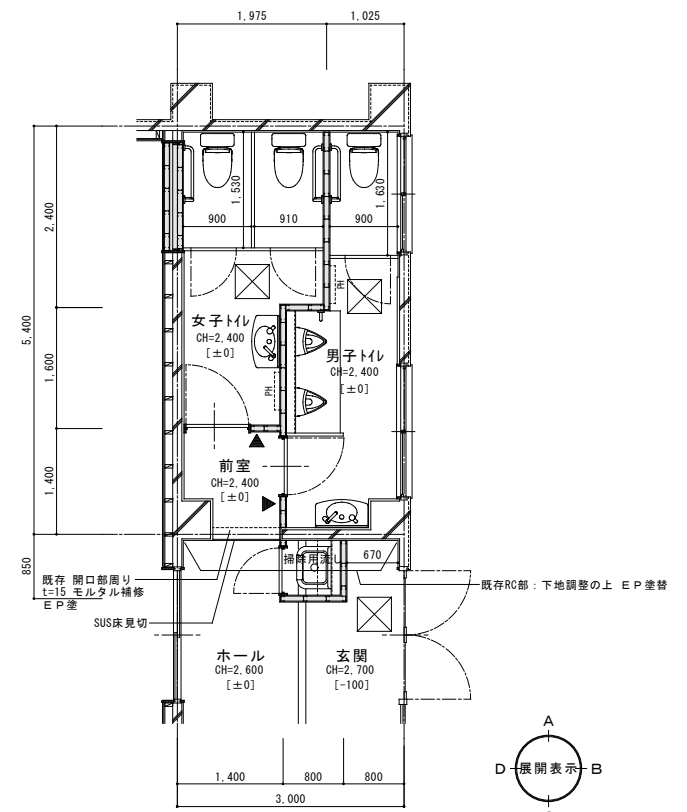
改修位置



仮設計画図 S=1/50



既存平面図 S=1/50



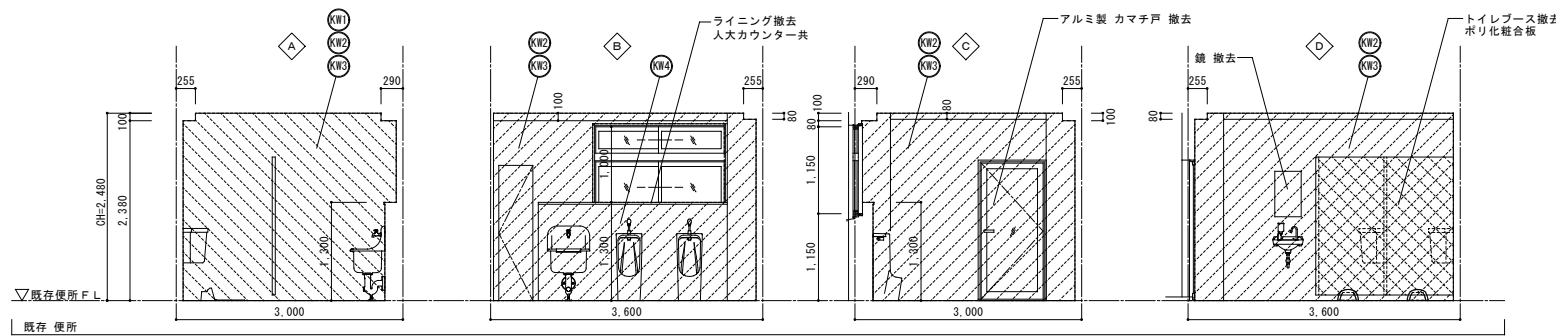
改修平面図 S=1/50

- ▲ ・ ・ ・ 床材: 正面付 200角 カッティングシート貼  
7カド板 t=5 (200<sup>2</sup>+150<sup>2</sup> 二重)
- ⊗ ・ ・ ・ 天井点検口 450角を示す。
- ・ ・ ・ 新設壁を示す。LGS65@303

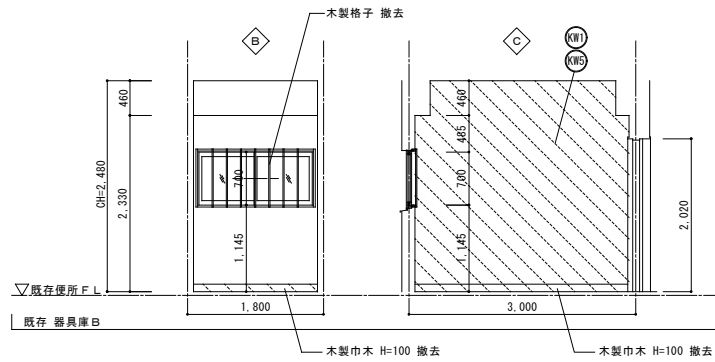
内部仕上表											
仕上厚 - 躯体面より表層仕上までの厚みを示す											
階	室名	床	床仕上げレベル (基準FLより)	巾木	壁	廻り縁	天井	天井高	備考	室名	
1	既存	便所	t=120土間コンクリート【撤去】モルタル金ゴテ仕上の上【撤去】 t=2.8 防滑抗菌ビニル床シート貼り(耐水工法)【撤去】 t=120土間コンクリートの上 セルフレベリング	-50	-	t=120 鉄筋コンクリート壁【撤去】モルタル金ゴテ下地100角磁器質タイル貼り【撤去】 ライニング: 木下地の上 t=12 耐水合板下地 100角磁器質タイル貼り【撤去】 既存RC部: モルタル下地 100角タイル張 LGS下地新設部: t=12.5 GB下張 t=3.0 珪藻土不燃化粧合板張(目地シム W=3.0)	-	LGS下地【撤去】 t=9.0 化粧GB張【撤去】	2480	トイレブース【撤去】テラゾウカウンタートップ【撤去】 室名札【撤去】	便所
	改修後	男子トイレ	t=2.0 ビニル床シート貼 一部 t=12 珪藻石タイル貼	±0	塩ビ H=60	-	LGS下地の上 t=9.0 化粧GB張	2400	ビクトサイン(平付)、ライニング(SUS天板)、化粧鏡(W600、H900) 天井点検口450角	男子トイレ	
	既存	器具庫B	t=120 土間コンクリート【撤去】 木下地組【撤去】 t=15 ナラフローリング張り【撤去】	±0	木製 H=100 【撤去】	-	モルタル金ゴテ AEP塗装【存置】	2840	室名札【撤去】	器具庫B	
	改修後	女子トイレ	t=120土間コンクリートの上 t=15セルフレベリング t=2.0 ビニル床シート貼	±0	塩ビ H=60	既存RC部: モルタル下地 100角タイル張 LGS下地新設部: t=12.5 GB下張 t=3.0 珪藻土不燃化粧合板張(目地シム W=3.0) 開口塞ぎ部: t=12.5 GB下張 100角タイル張 コベンハーゲンリブ【存置】	塩ビ	LGS下地の上 t=9.0 化粧GB張	2400	ビクトサイン(平付)、化粧鏡(W600、H900) 天井点検口450角	女子トイレ
	既存	体育館	t=12 ラウン合板下地【存置】 t=18 サラフローリング張り ウレタン塗装【存置】	±0	木製 H=100 【存置】	-	-	-	-	-	体育館
	改修後	体育館	既存のまま	±0	既存のまま	建具部分: 木下地の上 t=9.0 T1合板の上 唐松羽目板貼	塩ビ	既存のまま	-	-	体育館
	既存										
	改修後	掃除用流し	t=250 土間コンクリートの上 t=15セルフレベリング t=2.0 ビニル床シート貼	±0	塩ビ H=60	LGS下地新設部: t=12.5 GB ビニルクロス貼 既存RC部: 下地調整の上 E P 塗替	塩ビ	LGS下地の上 t=9.0 化粧GB張	2400	ライニング(SUS天板)、枕木 D=300 フック(SUS) 3ヶ 取付板(タネ集成材 H90×D20)共	掃除用流し
	改修後	前室	t=120土間コンクリートの上 セルフレベリング t=2.0 ビニル床シート貼	±0	塩ビ H=60	既存RC部: モルタル下地 100角タイル張 LGS下地新設部: t=12.5 GB ビニルクロス貼	塩ビ	LGS下地の上 t=9.0 化粧GB張	2400	SUS床見切	前室
特記事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土間下の構成は、t=150 砕石(転圧共)+t=0.15 防湿土間シート+t=25 ポリスチレンフォーム保温板 3種B 敷込 とする</li> <li>■ t=120土間コンクリートの配筋はD-10@200シングルクロスとする</li> <li>■ t=250土間コンクリートの配筋はD-10@200ダブルクロスとする</li> <li>■ 土間コンクリートは周囲のコンクリート壁に差し筋アンカー@200で定着とする</li> <li>■ 100角タイル: 名古屋モザイク ファータ同等品</li> <li>■ 珪藻土不燃化粧合板張: アイカ工業 セラール同等品</li> <li>■ シックハウス対策について ※下記の建築材料を使用すること</li> <li>【建築材料】 【区分】 【備考】 【備考】 【建築材料】 【区分】</li> <li>・ビニルクロス F☆☆☆☆ 接着剤共</li> <li>・合板類 F☆☆☆☆ 接着剤共</li> <li>・ポリ・メラミン化粧合板 F☆☆☆☆ 接着剤共</li> <li>・塗装材 F☆☆☆☆</li> <li>・接着剤 F☆☆☆☆</li> <li>・シーリング材 F☆☆☆☆</li> </ul>									



既存 便所	
床	t=120土間コンクリート【撤去】 モルタル金ゴテ仕上【撤去】
巾木	t=2.8 防滑抗菌ビニルシート貼り(耐水工法)【撤去】
壁	① t=120 鉄筋コンクリート壁【一部撤去】 ② モルタル金ゴテ下地【撤去】 ③ 100角 磁器質タイル貼り【撤去】 ④ t=12 耐水合板【撤去】 木下地共【撤去】
天井	LGS下地【撤去】 t=9.0 化粧GB張【撤去】
備考	テラゾカウンタートップ【撤去】 トイレブース【撤去】 ピクトサイン【撤去】



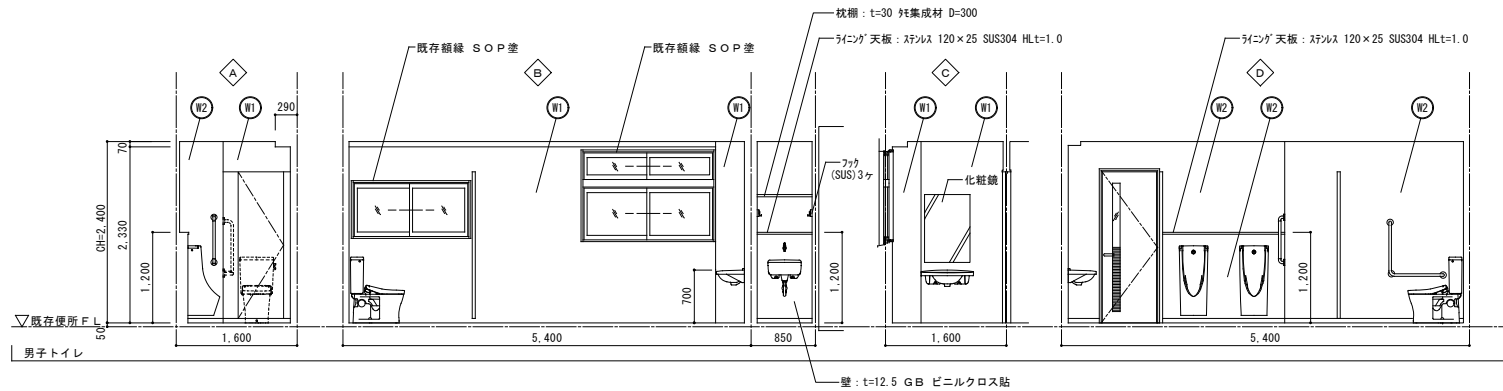
既存 器具庫B	
床	t=120 土間コンクリート【撤去】 木下地組【撤去】
巾木	t=15 ナラフローリング張り【撤去】 木製 H=100【撤去】
壁	① t=120 鉄筋コンクリート壁【一部撤去】 ② モルタル金ゴテ AEP塗装【一部撤去】
天井	モルタル金ゴテ AEP塗装【存置】
備考	



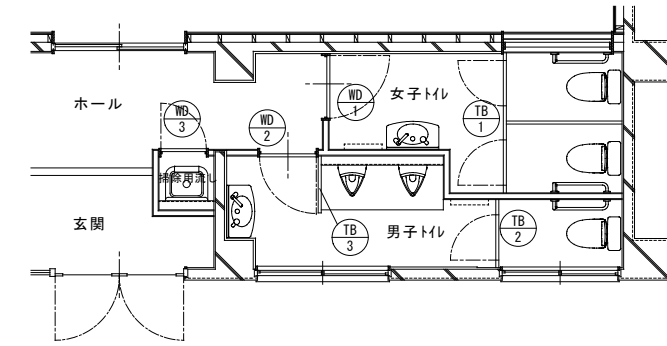
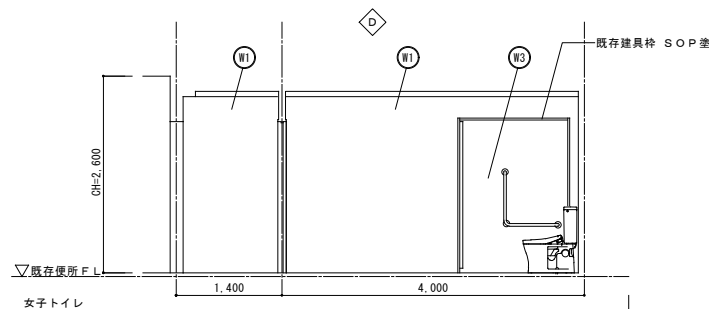
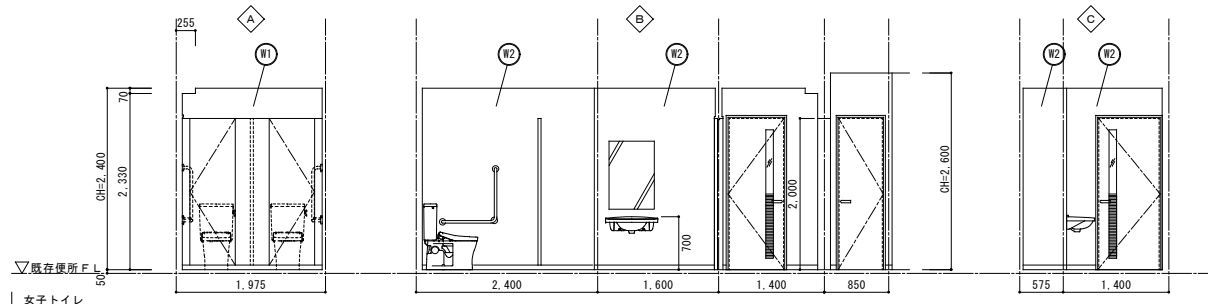
【既存】

【改修後】

男子トイレ	
床	t=120土間コンクリートの上 t=15セルフレベリング t2.0 ビニル床シート貼
巾木	一部 汚重石タイル貼 ビニル巾木 H=60
壁	① モルタル下地 100角タイル張 ② LGS下地の t=12.5 GB下張 t=3.0 不燃化粧合板張(目地シム W=3.0)
天井	LGS下地の t=9.0 化粧GB張
備考	ピクトサイン(平付)、ライニング(SUS天板) 天井点検口450角、化粧鏡(W600, H900)



女子トイレ	
床	t=120土間コンクリートの上 t=15セルフレベリング t2.0 ビニル床シート貼
巾木	ビニル巾木 H=60
壁	① モルタル下地 100角タイル張 ② LGS下地の t=12.5 GB下張 t=3.0 不燃化粧合板張(目地シム W=3.0) ③ t=12.5 GB下張 100角タイル張
天井	LGS下地の t=9.0 化粧GB張
備考	ピクトサイン(平付) 天井点検口450角、化粧鏡(W600, H900)



建具キープラン

建具記号・名称・数量	WD-1 額入片開きフラッシュ戸 1ヶ所	WD-2 額入片開きフラッシュ戸 1ヶ所	WD-3 片開きフラッシュ戸 1ヶ所
取付場所・見込	女子トイレ W800×H2,000 扉36mm	男子トイレ W720×H2,000 扉36mm	掃除用流し W570×H2,000 扉36mm
形状(内観図)			
仕上材料	t=4 ポリエステル化粧合板	t=4 ポリエステル化粧合板	t=4 ポリエステル化粧合板
ガラス	F-4mm	F-4mm	F-4mm
付属金物等	T番、D.C.、レバーハンドル、戸当 シリンドー錠、付属金物一式	T番、D.C.、レバーハンドル、戸当 シリンドー錠、付属金物一式	T番、D.C.、レバーハンドル、戸当 シリンドー錠、付属金物一式
特記事項	木製建具種 SOP塗	木製建具種 SOP塗	木製建具種 SOP塗
建具記号・名称・数量	TB-1 トイレブース 1ヶ所	TB-2 トイレブース 1ヶ所	共通事項
取付場所・見込	女子トイレ	男子トイレ	パネル厚 40mm
形状(内観図)			
仕上材料	メラミン化粧合板(ステンレス巾木タイプ)	メラミン化粧合板(ステンレス巾木タイプ)	
ガラス	-	-	
付属金物等	ラバトリージン、ラッチ錠(ストライク、表示式)、ステンレス頭つなぎ、 帽子掛け戸当り金物、アルミエッジ、床・壁固定金物、付属金物一式	ラバトリージン、ラッチ錠(ストライク、表示式)、ステンレス頭つなぎ、 帽子掛け戸当り金物、アルミエッジ、床・壁固定金物、付属金物一式	
特記事項			
建具記号・名称・数量	TB-3 トイレブース 1ヶ所	共通事項	
取付場所・見込	男子トイレ	パネル厚 40mm	
形状(内観図)			
仕上材料	メラミン化粧合板(ステンレス巾木タイプ)	ガラス	
ガラス	-	F.L・・・フロートガラス(透明) F・・・型板ガラス G・・・スリ板ガラス PW・・・網入り磨き板ガラス FW・・・網入り型板ガラス F.W・・・網入り型板ガラス 特記なきアルミサッシは全てビル用サッシとする。	
付属金物等	ステンレス頭つなぎ、 アルミエッジ、床・壁固定金物、付属金物一式	特記なき木製建具種は楕円目とする。 ガラス押えは全てシーリング押えとする。 建具及び枠の寸法は、施工図及び現場採寸の上決定する。 丁番枚数は建築工事標準仕様書「建具工事」による。 フラッシュ戸は両手を發けること。 引戸には後付けの閉止めを取付けること。 下地材と補強材及び施工については、荷重に十分耐え得る構造とすること。	
特記事項			

1 工事概要

1 工事場所 上伊那郡箕輪町中箕輪 5715-1 (箕輪西小学校)

2 建物概要

Table with columns: 建物名称, 構造, 階数, 延面積 (㎡), 消防法施行令別表第一の区分, 備考. 建物名称: 体育館, 構造: S造, 階数: 2, 延面積: (7)

3 工事種目 (○印のついたものを適用する。)

Table with columns: 工事種目, 項目, 建築物別及び屋外. 項目 includes: 電灯設備, 動力設備, 電熱設備, 雷保護設備, 受変電設備, 電力貯蔵設備, 静止形電源設備, 発電設備, 構内情報通信設備, 構内交換設備, 情報表示設備, 映像・音響設備, 拡声設備, 誘導支援設備, テレビ共用受信設備, 監視カメラ設備, 駐車場管制設備, 防犯・入退室管理設備, 自動火災報知設備, 自動閉鎖設備, 非常警報設備, ガス漏れ警報設備, 中央監視制御設備, 構内配電線路, 構内通信線路, 昇降機設備.

4 図面目録

Table with columns: 番号, 図面名称, 番号, 図面名称. 1 電気設備特記仕様書, 2 電灯・コンセント設備図, 3 自動火災報知設備図, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20

II 工事仕様

1 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁事務部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(以下、「標準仕様書」という。)... (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を採用する。

2 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

Main specification table with columns: 項目, 特記事項. ① 機材等, ② 機材の品質・性能証明, ③ 化学物質を発生する建築材料等, ④ 施工条件明示項目, ⑤ 電気保安技術者, ⑥ 電気工事士, ⑦ 実施工程表及び施工計画書, ⑧ 使用材料発注先調書, ⑨ 発生材の処理, ⑩ 監督員事務所, ⑪ 工事用仮設物, ⑫ 足場・さん橋類, ⑬ 工事用電力・水・その他

Table with columns: 項目, 特記事項. ⑭ 工事写真, ⑮ しゅん工時提出物, ⑯ 再使用機器, 17 耐震施工, 18 あと施工アンカー, 19 防火区画等の貫通処理, ⑰ 電線・ケーブル, 21 予備配管, 22 呼び線, 23 金属製電線管の塗装, 24 埋め戻し土, 25 建設発生土の処理, 26 ケーブル埋設票, 27 ブロックボックス, ⑱ フラッシュプレート, 29 プレートの用途表示, 30 配線器具, 31 機器への接続, 32 照度測定, 33 壁類, 34 グリーン購入の推進, ⑳ 他工事又は他工種との取り合い, 36 その他及び電子納品, 37 その他

3 ハンドホール

- 下表による。(棒子は各ハンドホールに設置する。蓋取用しジャッキを1組納入する。) ・ブロックハンドホール (寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内側底部をいう。)

Table with columns: 名称, 仕様, 備考. ハンドホール No.1, No.2, No.3, No.4, No.5, No.6, No.7, No.8, No.9

4 接地極

下表による。ただし、これよりがたい場合は監督員との協議による。

Table with columns: 名称, 仕様, 備考. A種接地, B種接地, C種接地, D種接地

5 機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表よりがたい場合は監督員との協議による。

Table with columns: 名称, 測点, 取付高(mm), 備考. 共通, 電, 灯, 動力, 電

学校施設における室内照度測定(測定教室: 値所、測定黒板室: 値所) ※教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板垂直面9か所で測定する

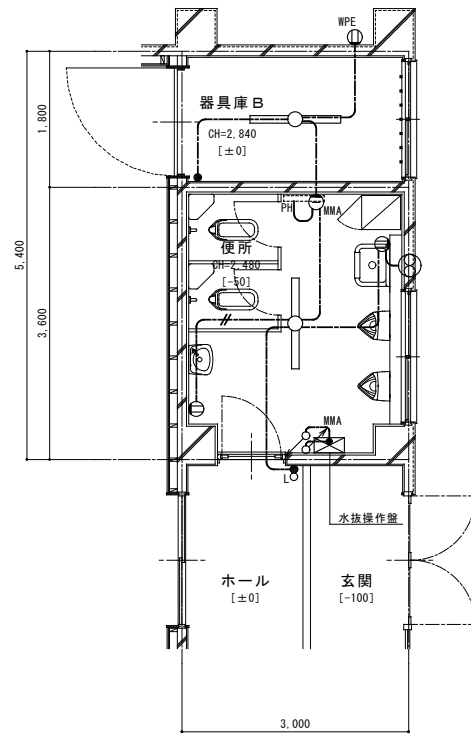
(1) 分電盤等の図面面ルダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。

(2) 端子盤には、線番表・結線表を備え付ける。 長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目

<資材> ・照明制御システム ・変圧器 ( ) <建設機器> ・排出ガス対策型建設機器 ・低騒音型建設機器

工事区分表(最新版)による。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議する。

保険等の各種措置及び電子納品については、別添「特記仕様書(共通事項)」による。(長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書) ・ 施工制約条件



既存 電灯設備図 S=1/50

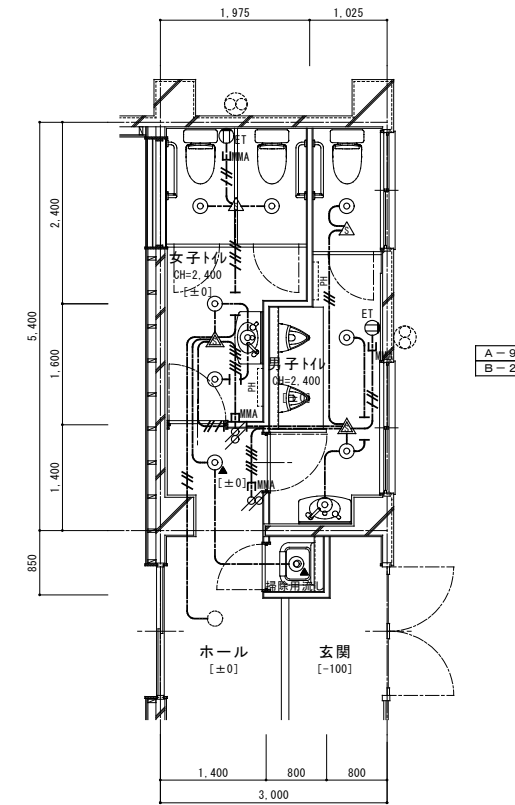
※照明器具、スイッチ全撤去  
※既存不使用ケーブル撤去

記号	仕様	備考
◎	LED照明器具 ダウンライト	
◎	LED照明器具 ダウンライト センサ付	
△	人感センサー 親機 換気連動	
△	人感センサー 子機	
△	人感センサー切替スイッチ 自動/切/手動	
⊕	コンセント 2P15A×1 接地端子付	
⊕	換気扇 (本体機械設備工事)	

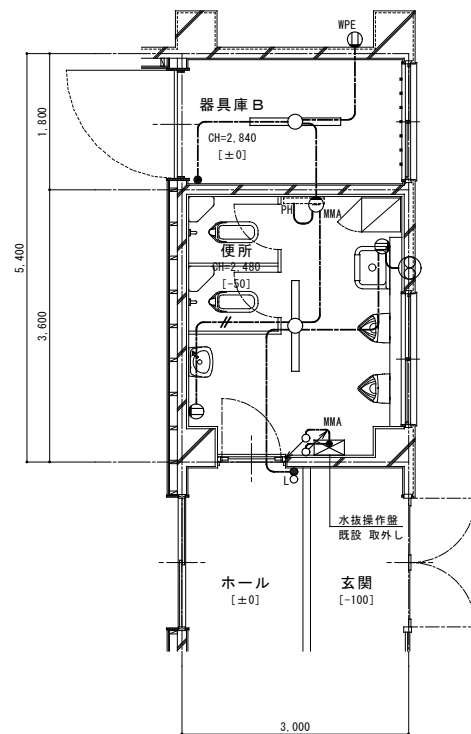
特記なき配管、配線は下記による。

---	天井内いんべい配管、配線	
---	床いんべい配管、配線	
---	地中配管、配線	
---	露出配管、配線	
---	天井内配線	
---	既存天井内いんべい配管、配線	
立上、立下保護		
---	EEF 2.0-3C (1C=アース)	(MM-A型)
---	" 1.6-2C	"
---	" 1.6-3C (1C=アース)	"
---	" 1.6-2C × 2	(MM-B型)
---	" 1.6-2C+3C	"

<b>A LED 4.5w</b>		LED<小形 (D上形) 817>、電源2+1内蔵、一射灯 5000K、R.A.配、磁気タイプ 光束全光束100lm、消費電力4.5W(実消費電力70%) 材質 アルミ (ホワイトつや消し仕上げ) 器具高 100mm (ホワイトつや消し仕上げ) 埋込穴φ100 パナソニック NNN7111OLE1埋込器具
<b>B LED 4.4w</b>		センサ付 LED<小形 (D上形) 817>、電源2+1内蔵、一射灯 5000K、R.A.配、磁気タイプ 光束全光束100lm、消費電力4.4W(実消費電力70%) 材質 アルミ (ホワイトつや消し仕上げ) 器具高 100mm (ホワイトつや消し仕上げ) 埋込穴φ100 パナソニック XND034WNLE9埋込器具



改修後 電灯設備図 S=1/50



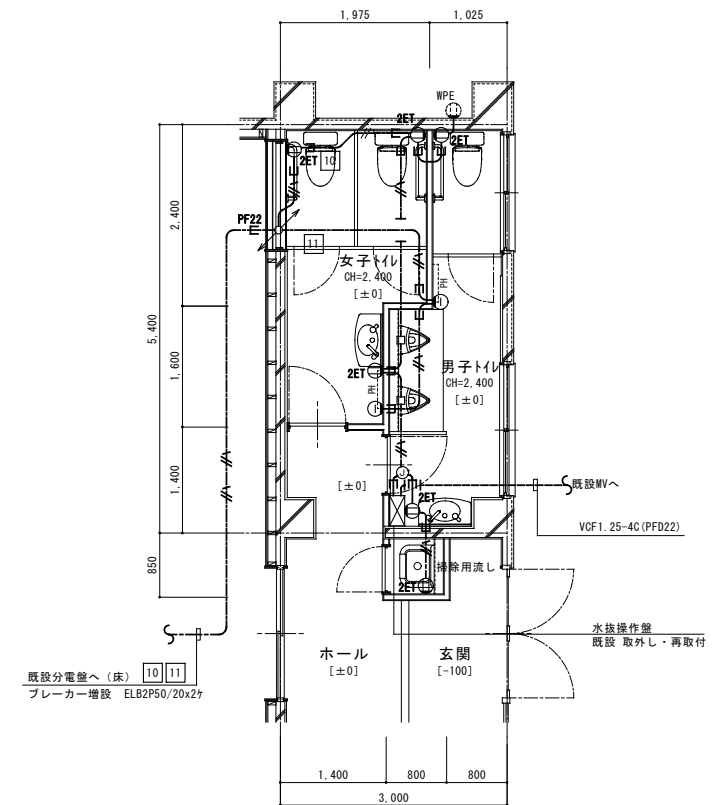
既存 コンセント設備図 S=1/50

※コンセント全撤去  
※既存不使用ケーブル撤去

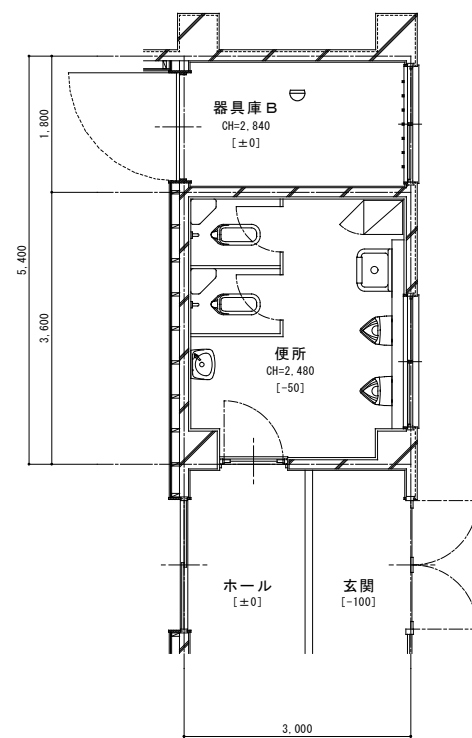
記号	仕様	備考
⊕	水栓操作盤 (既設 取外し・再取付)	
⊕	コンセント 2P15A×2 接地端子付	
①	O. B 102×102×44 ノズルP付	
②	ジョイントアウトレットボックス	

特記なき配管、配線は下記による。

---	天井内いんべい配管、配線	
---	床いんべい配管、配線	
---	地中配管、配線	
---	露出配管、配線	
---	天井内配線	
---	既存天井内いんべい配管、配線	
立上、立下保護		
---	EEF 2.0-3C (1C=アース)	(MM-A型)
---	" 1.6-2C	"
---	" 1.6-3C (1C=アース)	"
---	" 1.6-2C × 2	(MM-B型)
---	" 1.6-2C+3C	"



改修後 コンセント設備図 S=1/50



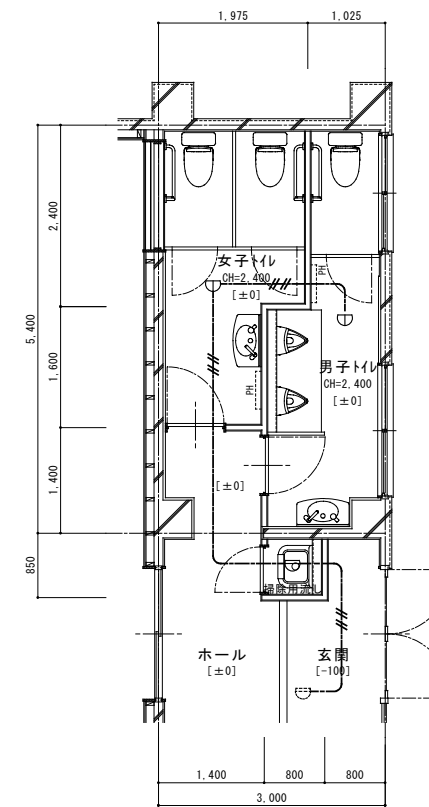
既存 自動火災報知設備図 S=1/50

※器具全撤去  
※既存不使用ケーブル撤去

記号	仕様	備考
☐	差動式スポット型2種	
▽	定温式スポット型1種 防水	

特記なき配管、配線は下記による。

———	天井内いんべい配管、配線
———	床いんべい配管、配線
———	地中配管、配線
———	露出配管、配線
———	天井内配線
———	既存天井内いんべい配管、配線
———	EM-AE0.9-4C



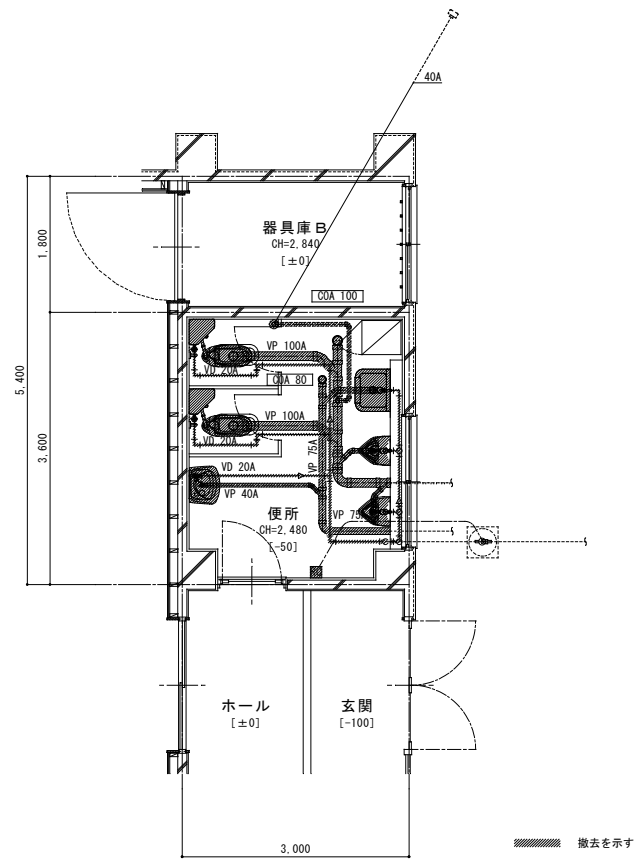
改修後 自動火災報知設備図 S=1/50







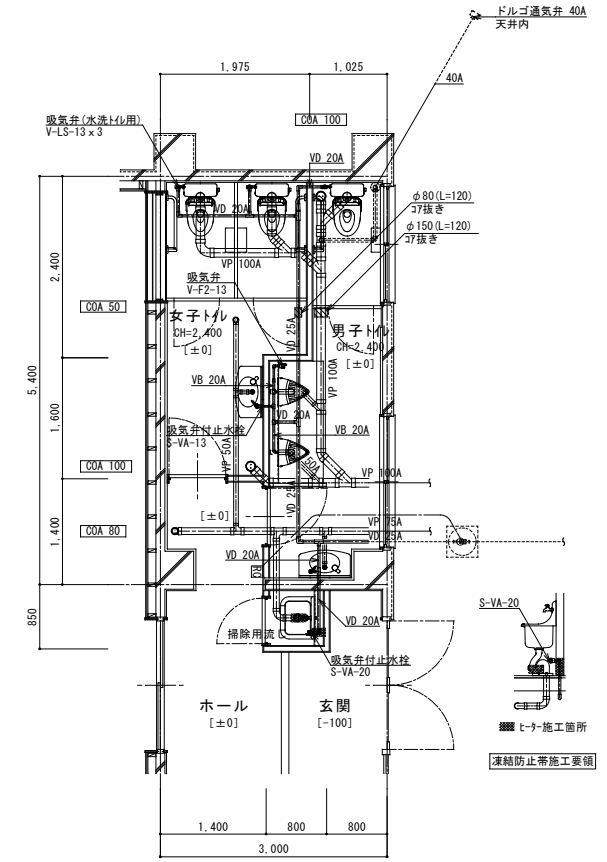
撤去機器名称	摘要	個数
和風大便器	隅付ロータンク	2
洗面器	壁掛形	1
掃除用流し	S-200	1
小便器	床置形	2
電動水抜栓	操作部移設(電気工事)	1



既存 給排水衛生設備図 S=1/50

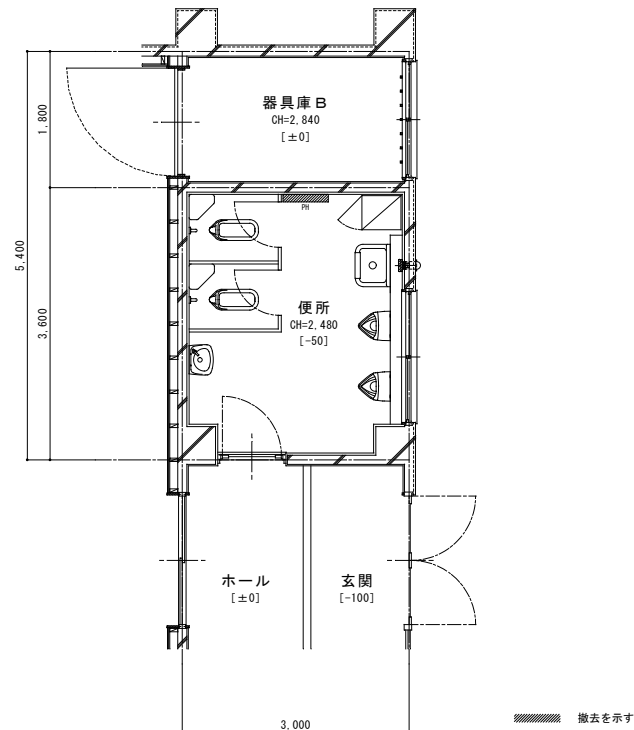
吸気弁	型式	個数
配管用	V-F2-13	1
吸気弁付止水栓	S-VA-13	1
"	S-VA-20	1
水洗トイレ用	V-LL-13	3

改修器具名称	型式・付属品	個数
暖排便器	CS597BDS+SH996BAYR(床給水)(床排水) +ワレット(便器洗浄VE3ン側)+L形手すり+2連続巻器	3
洗面器	L270CM+立水栓T205QFR C+TS126AR +TL220D+T3SW(床給水)(床排水)	2
掃除用流し	SK22A+T23AE20(床排水) 1977 凍結防止帯巻 +T114	1
小便器	UFS900JCS(壁給水)(壁排水)	2
多用用途手すり	T1120S	1



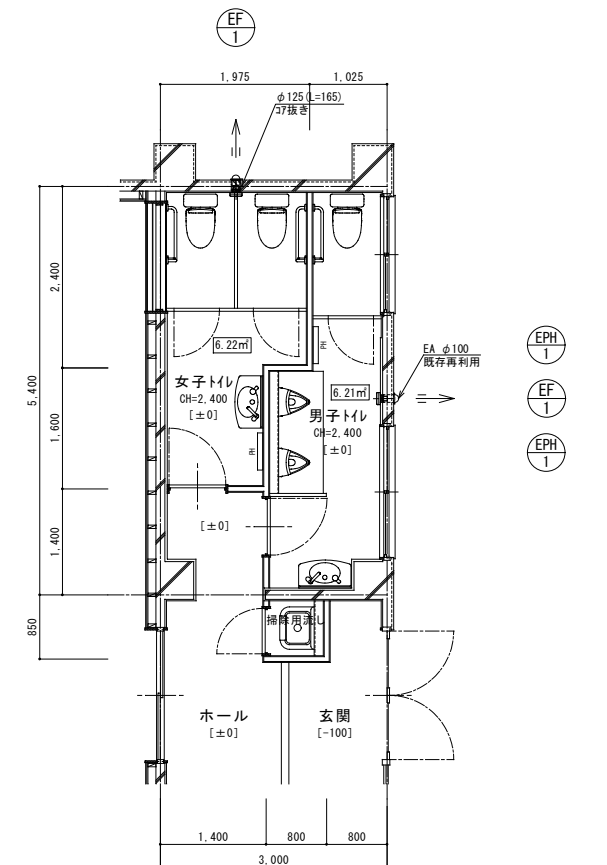
改修後 給排水衛生設備図 S=1/50

撤去機器名称	摘要	個数
パネルヒーター	NX-1000 100/200 1.0kw	1
パイプファン	接続パイプ 100φ	1



既存 換気設備図 S=1/50

機器No.	改修機器名称	参考型式	個数	備考
EPH-1	パネルヒーター	NX-500 100/200 0.5kw	2	人感センサー付きパイプファン併用とする
EF-1	パイプファン	V-08PEAG 人感センサー 1φ 100V 3.6W 80m3/h	2	既存パイプファンVC100φ再利用 新規パイプファンVC100φ1ヶ所



改修後 換気設備図 S=1/50

